



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》 情 報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.707

教員が子どもと向き合う時間を確保するための対策を

県教委に要望活動を実施

十一月七日（水）、島教協は、県教委に対しての要望活動を実施しました。

県教委側からは、松本教育次長をはじめ、関係各課の課長・課長補佐・担当Gなど多数参加されました。島教協からは吉田会長・副会長・事務局長・事務局次長・執行委員の十名が出席しました。約一時間にわたり、学校現場の状況や会員アンケートの結果など、具体的な実例をあげながら、今年度の要望事項を伝え、改善を訴えました。

吉田会長は「学校現場では教職員の多忙化が大きな問題になっており、様々なプランが出されているが、かけ声のみで終われば何にもなりません。人とお金の裏付けが必要です。」とあいさつをしました。

松本教育次長からは、「教員確保の必要性について、県単独の加配措置は財政当局に強く要求をしている。しかし国こそが抜本的に定数改善をすべきであり、根気強く働きかけていきたいと思っています。今後、島教協と一緒に取り組みたいと思う。」とのあいさつがありました。



松本教育次長（右）から
回答書を受け取る吉田会長

今年度も引き続き、「学校・教職員の多忙化を解消し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための対策」として「人員配置の推進」「事務・業務の見直し」「学校における業務改善の促進のため市町村教委への支援と連携」を特に重点項目として要望しました。また一般要望としては、「教職員の配置改善」「給与・勤務条件の維持改善」「特別支援教育」「職務に専念できる環境整備」について要望しました。

当日、特に重点的に要望した項目と回答は次の通りです。

（その他の項目については割愛いたします）

【重点要望】

一 人員配置の推進

ア 義務標準法により算定されている教職員定数を確実に配置すること

イ 会計年度任用職員制度が導入された後も、現在配置されている様々な形態の常勤講師・非常勤講師が引き続き任用されること

ウ 小・中学校少人数学級編制の推進

エ 定数改善による教職員の増員

オ サポート事業の推進

カ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進

キ 援事業の拡充

ク 悩みの相談・不登校対策事業の推進

ク 学校司書等配置事業の推進

（県教委の文書回答）

ア 国の標準法に従い、配当された基礎定数及び加配定数に加えて、県教委は、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行うために、少人数学級編制を実施しており、今年度は一九三名を県単独で加配している。人数確保が困難な状況ではあるが、適

正に配置するよう努めている。

また、年度中途の補充についても、引き続き市町村教育委員会との連携を緊密に図り、適切に配置できるよう努めたい。

ウ 平成二十八年度から、少人数学級編制を小・中学校全学年に拡大している。県の財政は厳しい状況にあるが、今後も継続したいと考えている。

エ 国に対しては、これまでに引き続き、国の責任で少人数学級編制が実施されるよう強く要請したい。

エ 新学習指導要領の実施に伴い、カリキュラム・マネジメントの充実により教育内容の精選及び時間配分の適正化を図ることが必要であると認識している。必要な教員の定数改善については、引き続き、国に対して要望していきたい。

オ 県では、きめ細かな指導の充実に向けて、総勢約二〇〇名の非常勤講師配置事業（サポート事業）を実施している。

現状を超える配置については、国・県の厳しい財政事情の中で容易に拡大できる状況にないが、メリハリのある効果的な配置に努める。

カ 児童生徒支援加配（日本語指導）については、日本語指導が必要な児童生徒の急増を勘案し、ここ五年間で加配を三名から十一名へと増員した。

なお、児童生徒支援加配（日本語指導）については、国からの定数措置であり、さらなる増員は難しい状況にあるが、学校の実態や緊急性の度合いを考慮しつつ、引き続き国に対して増要求していく。

キ スクールカウンセラーについて、ニーズや活動実績が高い状況の中で、今年度から県内すべての公立学校への配置となったが、今後も派遣できるスクールカウンセラーを確保し、学校のニーズに応じた配置時間の拡充を目指していく。

（※ イ・クは省略します）

【一般要望】

- 一 教職員の配置基準等の改善について
- 二 養護教諭の配置改善について
- ア 小学校・中学校の児童生徒数六百人又は十八学級以上の大規模校に養護教諭を複数配置すること。
- イ 県内小中学校における不登校児童生徒数は、全国的にみても高い割合を示している。心の問題への適切な対応を行うため、養護教諭の加配措置を拡充すること。また、加配措置の期限を延長すること。

(県教委文書回答)

ア 養護教諭の複数配置の基準を、国の基準を超えて県単独で引き下げることが困難である。

イ 養護教諭の加配については、今年度十一校(小四校、中七校)に措置している。なお、本加配は研究加配であり、期間を指定するのが本旨であるが、学校の実態により継続できる場合もある。

【一般要望】

- 目 特別支援教育について
- エ 特別支援学級に在籍する児童生徒の人数は増加傾向にあり、教員一人で八人の児童生徒を指導する現在の状況では子どもたちの正当な教育を受ける権利を十分に受け止められない状況と思われる。
- 特に、自閉症・情緒障がい学級は在籍する児童生徒が年々増加しており、一人の担任が一人一人の児童生徒の特性を考えて学級経営や指導を行うことは難しい。
- 特別支援学級の学級編制基準の引き下げを検討するとともに、国に対しても要望すること。

(県教委文書回答)

エ 特別支援学級の学級編制基準については、これまで国の定数改善計画では触れられておらず、県単独で引き下げることは難しい。

県教委では、特別支援学級のうち多人数の学級に対して、非常勤講師を三十名配置している。また、昨年度より各教育事務所への特別支援教育支援専任教員の配置や特別支援学校のセンター的機能の充実により小中学校に対する支援・相談体制を強化している。

また、特別支援学級に係る定数改善については全国都道府県教育委員会連合会の施策要望において国に実施を求めているほか、県が国に対して行う重点要望の中でも、挙げているところである。

平成三十年度永年勤続教職員表彰

十一月一日(木)、松江市のホテル白鳥で、島根県教委主催の平成三十年度永年勤続教職員表彰式が行われました。

島教協においても十四名の会員の方が表彰を受けられました。

永年の島根県教育への「ご尽力に敬意を表します」とともに、今後益々のご活躍をお祈りするものであります。

なお、規定に基づいて、島教協からお祝いをお渡しいたしました。

本当におめでとございます。



島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病気見舞金の給付 5,000円 (傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付 (住宅又は家財の損害を受けたとき程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金 (会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、ご本人または学校代表は、事務局まで連絡をお願いします。

(電話0853-22-7762)

島教協会員証特典のご紹介

「T・ジョイ出雲」(ゆめタウン 出雲東館3階) 劇場売店にて

「島教協会員証を提示する」と売店人気ナンバー1のポップコーンセット(通常750円)をワンコイン(500円)で購入できます!

ぜひ、劇場売店へお立ち寄りください。同伴者も同様の対応ができます。

新会員加入助成のご紹介

① 新規に会員が加入された場合
単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します

(講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です)

② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等を行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。

こんな制度も利用して、新会員を増やしていきましょう!